

第2章 公 告 式

印旛都市広域市町村圏事務組合公告式条例

昭和47年9月14日

条 例 第 1 号

改正	昭和50年10月20日	条例第1号	昭和61年6年7日	条例第3号
	昭和51年10月7日	条例第1号	平成4年3月12日	条例第1号
	昭和56年3月20日	条例第1号	平成8年4月1日	条例第1号
	昭和56年9月1日	条例第7号	平成13年3月29日	条例第1号
	昭和59年10月9日	条例第6号	平成14年3月4日	条例第6号
	昭和60年3月11日	条例第1号		

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は次の掲示場に掲示してこれを行う。

成田市役所掲示場	成田市花崎町760番地
佐倉市役所掲示場	佐倉市海隣寺町97番地
四街道市役所掲示場	四街道市鹿渡無番地
八街市役所掲示場	八街市八街ほ35番地の29
印西市役所掲示場	印西市大森2,364番地の2
白井市役所掲示場	白井市復1,123番地
富里市役所掲示場	富里市七栄652番地の1
酒々井町役場掲示場	酒々井町中央台4丁目11番地
印旛村役場掲示場	印旛村瀬戸554番地の1
本埜村役場掲示場	本埜村大字笠神2,587番地
栄町役場掲示場	栄町安食台1丁目2番

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 前2条の規定は議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただ

し、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則（昭和50年10月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月20日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月9日条例第6号）

この条例は、昭和59年10月15日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月7日条例第3号）

この条例は、昭和61年6月3日から施行する。

附 則（平成4年3月12日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月4日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。